

掲示事項の追加（児童福祉法施行規則の一部改正による）

- 認可外保育施設の設置者は、サービスの内容や利用料等について掲示することが義務付けられています。
- 下記の掲示事項のうち、**太字部分が追加・改正されました**ので、ご確認ください。

▼掲示事項〈児童福祉法第 59 条の 2 の 2 及び規則第 49 条の 5〉

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
**並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの
内容及びその理由（※平成 31 年 4 月 1 日以降の変更）**
- ・ 入所定員
- ・ **設置者及び職員に対する研修の受講状況（法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）及び法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設に限る。）**
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項